

入札時の注意点

必ずお読みください。

● 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

● また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

● 上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■ 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期間入札の公告

令和 7年 5月 9日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 波多野 倫 広

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月30日から 令和 7年 6月 6日まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月10日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月30日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月11日から 令和 7年 6月18日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月 9日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市春光台四条五丁目 |
| | 地 番 | 19番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 325.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市春光台四条五丁目 19番地16 |
| | 家屋 番号 | 19番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.20平方メートル
2階 56.31平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月14日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 都 築 聡 子

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。）

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市春光台四条五丁目 |
| | 地 番 | 19番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 325.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市春光台四条五丁目 19番地16 |
| | 家屋 番号 | 19番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.20平方メートル
2階 56.31平方メートル |



令和 6年(ケ)第 30号

令和 7年 1月27日受理

令和 7年 2月 7日提出

現況調査報告書

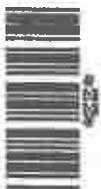
旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市春光台四条五丁目
地 番 19番16
地 目 宅地
地 積 325.00平方メートル
- 2 所 在 旭川市春光台四条五丁目 19番地16
家屋 番号 19番16
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 59.20平方メートル
2階 56.31平方メートル



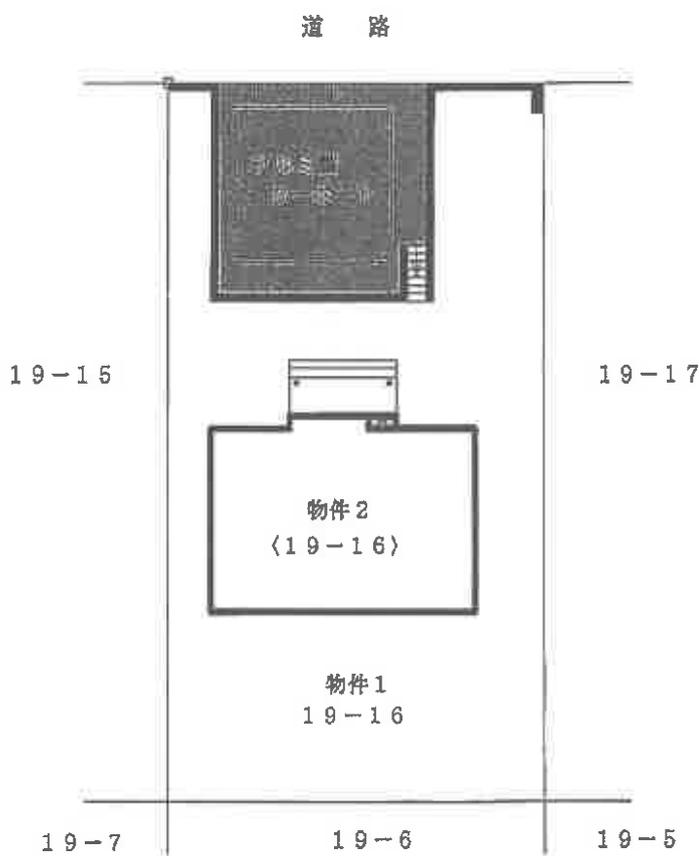
その他の事項

- 1 本件土地には、略北角に境界標（石）が確認できたので、同地点を基点にして実地において概測した結果、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、駐車場（アスファルト舗装）部分においては、略北東側で接面する市道とほぼ等高であるが、建物周囲の地盤は、駐車場部分よりも約1メートル程度高い状況にある。
なお、本件土地は概ね本件建物の敷地として利用されている。
- 3 土地建物位置関係図のとおり、本件土地上のコンクリートブロック造の土留で囲まれた駐車場内に、所有者が所有するアルミ製カーポート（約29.16平方メートル）が設置されている。
- 4 本件建物については、次のとおりの汚損、損傷等が確認された。
 - (1) 外壁の一部に劣化、損傷が見られた。
 - (2) 所有者によれば、従前本件建物内で室内犬を飼育していたことがあったとのことであり、床や内壁に損傷や汚れが確認された。
 - (3) 居間及び食堂の天井、壁のクロスに煙草の煙によるものと思われる黄ばみが見られた。
 - (4) 1階和室及び2階洋室3の壁等に結露による黒カビによる汚れが見られた。
- 5 所有者によれば、約2年～4年前に、浴室（ユニットバス）、洗面所、ボイラー、トイレ等を順次リフォームしたとのことであった。
- 6 本件建物には、上記の汚損や損傷等の他にも、全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 7 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 本件土地の境界でトラブルになっていることはありませんが、本件建物の屋根からの落雪が原因で、過去に隣家の住人から文句を言われたことがあります。2 本件建物内の浴室や洗面所、ボイラー、トイレ等の設備について、約2年ないし4年前に順次リフォームをしているので、居住するに当たっての不具合は特にありません。3 過去に本件建物内で室内犬を飼育していたことがあり、それが原因で床や内壁に傷や汚れがあります。4 現在本件土地建物について、任意売却に向けて千歳市内の不動産業者に相談していますが、具体的な話は進んでいません。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年1月27日(月) 16:30-16:40	旭川市役所	税務資料(地番図、間取図)交付申請
7年1月27日(月) 17:00-17:20	物件所在地	物件確認、写真撮影、関係人不在、事務連絡投函
7年1月28日(火) 11:00-11:10	旭川市役所	税務資料(地番図、間取図)受領
7年1月28日(火) 14:00-14:30	物件所在地	土地調査(境界標確認)、写真撮影、近隣からの聴取調査、解錠に向けた調査
7年2月3日(月) 10:00-10:10	執行官室	所有者Aから架電、現況調査立会依頼、事情聴取
7年2月4日(火) 13:00-15:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者A立会
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

土地建物位置関係図 (概略)



——— : コンクリートブロック造土留

■ : アスファルト舗装部分

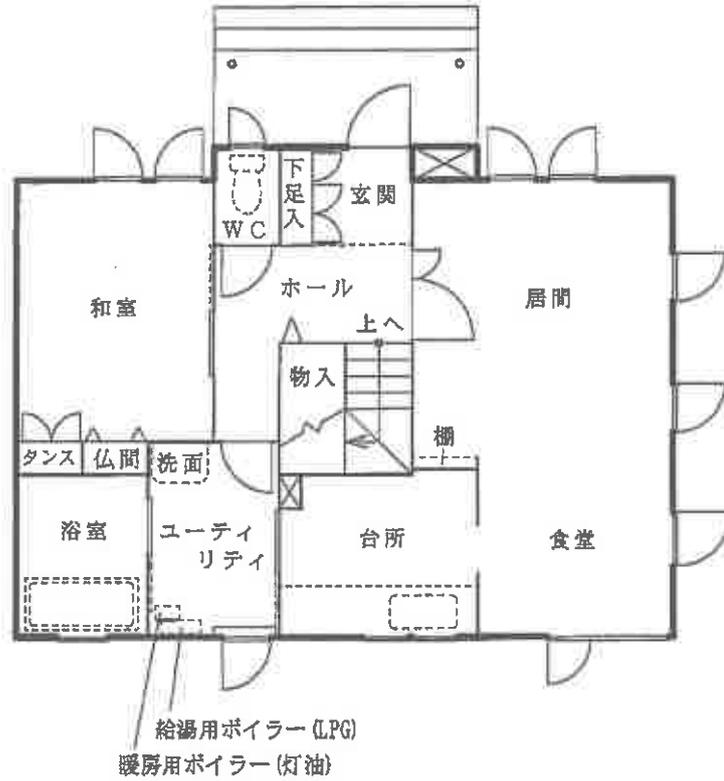
□ : 境界石(標)

S ≒ 1 : 250

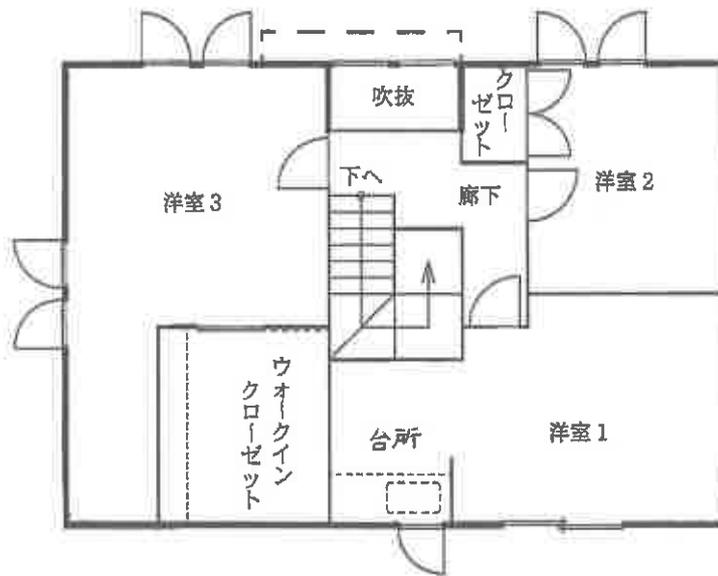
建物間取図（間取略図）



1階



2階



1



本件建物の外観、本件土地の形状、カーポート

2



本件建物の外観、本件土地の形状、カーポート

3



1階居間

4



1階食堂

5



1 階台所

6



1 階洗面

(10 枚目)

7



1階浴室

8



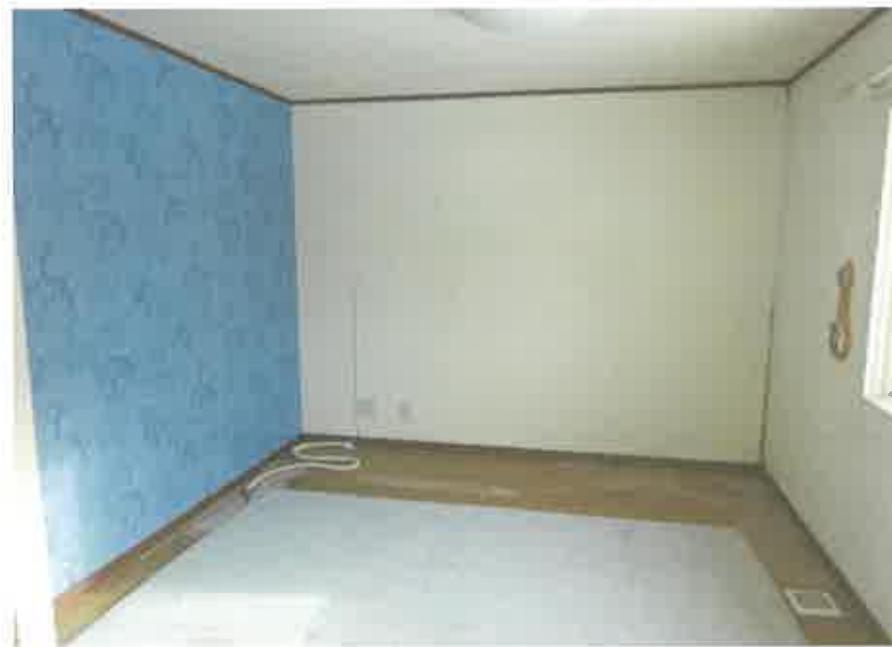
1階和室

9



1階和室の結露による黒カビの状況

10



2階洋室1

11



2階洋室1の台所

12



2階洋室2

13



2階洋室3（結露による黒カビの状況）

14



2階洋室3の奥の部分（書斎として使用）

（ 14 枚目）

15



2階洋室3のウォークインクローゼット

16



本件土地（本件建物の裏側）の状況

令和6年(ケ)第30号
令和7年2月4日現地調査
令和7年2月12日評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
木下俊明

第1 評価額

一 括 価 格	
金2,550,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金460,000円
物件2 (建物)	金2,090,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	旭川市春光台四条五丁目 19番16 宅地 325.00m ²	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市春光台四条五丁目 19番地16 19番16 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 59.20m ² 2階 56.31m ²	
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	J R 函館本線「旭川」駅のほぼ北方道路距離にして約8.9kmに位置する(別添位置図参照)。	
付近の状況	付近は、旭川新道(国道12号)の北西側丘陵地の生活道路沿いにあたり、中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	40%
	容積率	60%
	防火規制	なし
その他の規制	・宅地造成工事規制区域	
画地条件 (形状等)	間口約13m、奥行約25mの長方形の中間画地	
接面道路	ほぼ北東側・・・認定幅員8mの舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	<ul style="list-style-type: none"> ・本件建物(物件2)の敷地となっている。 ・概略配置図の通り、三面をコンクリートブロック造の土留で囲われた駐車場(アスファルト舗装)内にアルミ製カーポート(約29.16㎡)が設置されている。 ・市道路面とは、駐車場部分では概ね等高に接しており、建物周囲の地盤は路面より約1m程度高い状況にあるものと見られた。 ・各隣接地との高低差は積雪のため定かではないが、所有者の陳述も参考に大きな高低差は無いものと推定された。 ・上記詳細及びその他は、現況調査報告書記載の通り。 	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし(LPG使用) 下水道：あり	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 物件の確認は、主に公図等に基づく目測・歩測に依り把握したものである。一部境界標を確認したものの、その概略の状況を把握するにとどまり、本件土地の境界及び範囲等の詳細な位置関係等の確定には測量を要するものと見られる。 2 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないとのことである(北海道教育委員会公表資料による)。 3 本件土地については、現地調査及び過去の航空写真等による調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物																
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成12年3月23日 新築 経過年数 25年 経済的残存耐用年数 5年																
仕 様	<table border="1"> <tr> <td>構 造</td> <td>木 造</td> </tr> <tr> <td>屋 根</td> <td>亜鉛メッキ鋼板葺</td> </tr> <tr> <td>外 壁</td> <td>サイディング張り</td> </tr> <tr> <td>内 壁</td> <td>ビニールクロス張り等</td> </tr> <tr> <td>天 井</td> <td>ビニールクロス張り等</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>フローリング、タタミ、ビニールシート等</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>電気、水道、バス、トイレ、ボイラー（給湯用、暖房用）、セントラル暖房等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	構 造	木 造	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺	外 壁	サイディング張り	内 壁	ビニールクロス張り等	天 井	ビニールクロス張り等	床	フローリング、タタミ、ビニールシート等	設 備	電気、水道、バス、トイレ、ボイラー（給湯用、暖房用）、セントラル暖房等	その他	—
構 造	木 造																
屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺																
外 壁	サイディング張り																
内 壁	ビニールクロス張り等																
天 井	ビニールクロス張り等																
床	フローリング、タタミ、ビニールシート等																
設 備	電気、水道、バス、トイレ、ボイラー（給湯用、暖房用）、セントラル暖房等																
その他	—																
床面積（現況）	登記記載のとおり																
現況用途等	階 層：2 階 現況用途：居 宅 間取り：4LDKほか [建物間取図（間取略図）のとおり]																
品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・総 合：普 通 ・使用資材：普 通 ・施 工：普 通 																
保守管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の一部に劣化、損傷が見られた。 ・以前室内で犬を飼育していたとのこと。床面、内壁の各一部に損傷、汚れ等が見受けられた。 ・居間及び食堂の天井、壁のクロスに、タバコの煙による黄ばみが見られた。 ・和室、洋室3の壁などに結露によるカビの汚れが見られた。 ・所有者の陳述によると、約2～4年前にユニットバス、洗面所、ボイラー、トイレ等を順次リフォームしたとのこと。 ・上記詳細及びその他は、現況調査報告書記載の通り。 ・上記を除き、概ね経年相応程度の損傷、損耗、劣化、汚れの状況にあると見られた。 																
建物の利用状況	現況調査報告書参照																
特 記 事 項	1 本件建物は、建築確認申請がなされ、完了検査済証の交付を受けているとのこと（以上市担当課照会による）。																

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	4,500	1.11	325.00	0.70	1,136,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格（比準価格）及び売り物件の価格等を考量のうえ、標準画地価格を上記の通り査定した。

イ 個別格差：カーポート有+10%、方位（北東向）+1%
計+11%（1.11）

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：-30%（0.70）

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	230,000	115.51	0.11	2,922,000

ウ 現価率

- ・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。
〔経済的全耐用年数30年、経過年数25年、経済的残存耐用年数5年、観察減価（機能的及び経済的減価）40%、残価率3%として〕
- ・ 現価率 = [残価率3% + (1 - 0.03) × (経済的残存耐用年数5年 / 経済的全耐用年数30年)] × (1 - 観察減価0.40) ≒ 0.11

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
	1	1,136,000	0.35	法定地上権

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (千円以下切り捨て)
	1	1,136,000	－ 398,000	/	0.90	0.70	－
2	2,922,000	398,000	－	0.90	0.70	－	2,090,000
一括価格(合計)							2,550,000

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：受命物件の個別的要因及び現況(築約25年を経過し、要補修箇所が見られること等)並びにこの種中古住宅の需給動向(当該地区では売地売家が多く、需要が弱い)等を考慮の上、市場性修正率として90%を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地価格〔旭川－44〕

所 在 : 旭川市春光台4条8丁目14番5
価 格 : 4,200円/㎡
位 置 : JR函館本線「旭川」駅のほぼ北方道路距離約9.3kmに
位置する
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 359㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 道 路 : 南西側8m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建蔽率40%、容積率60%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に空地も見られる郊外の住宅地域

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図に準ずる図面写し
- 3 建物図面・各階平面図写し
- 4 概略配置図
- 5 建物間取図(間取略図)

以 上

12丁目-0

春光台2条

位置図

春光台5条

旭川-44

栄広8条

対象不動産

旭川11条

春光台3条

春光台2条

3丁目

春光台5条

S

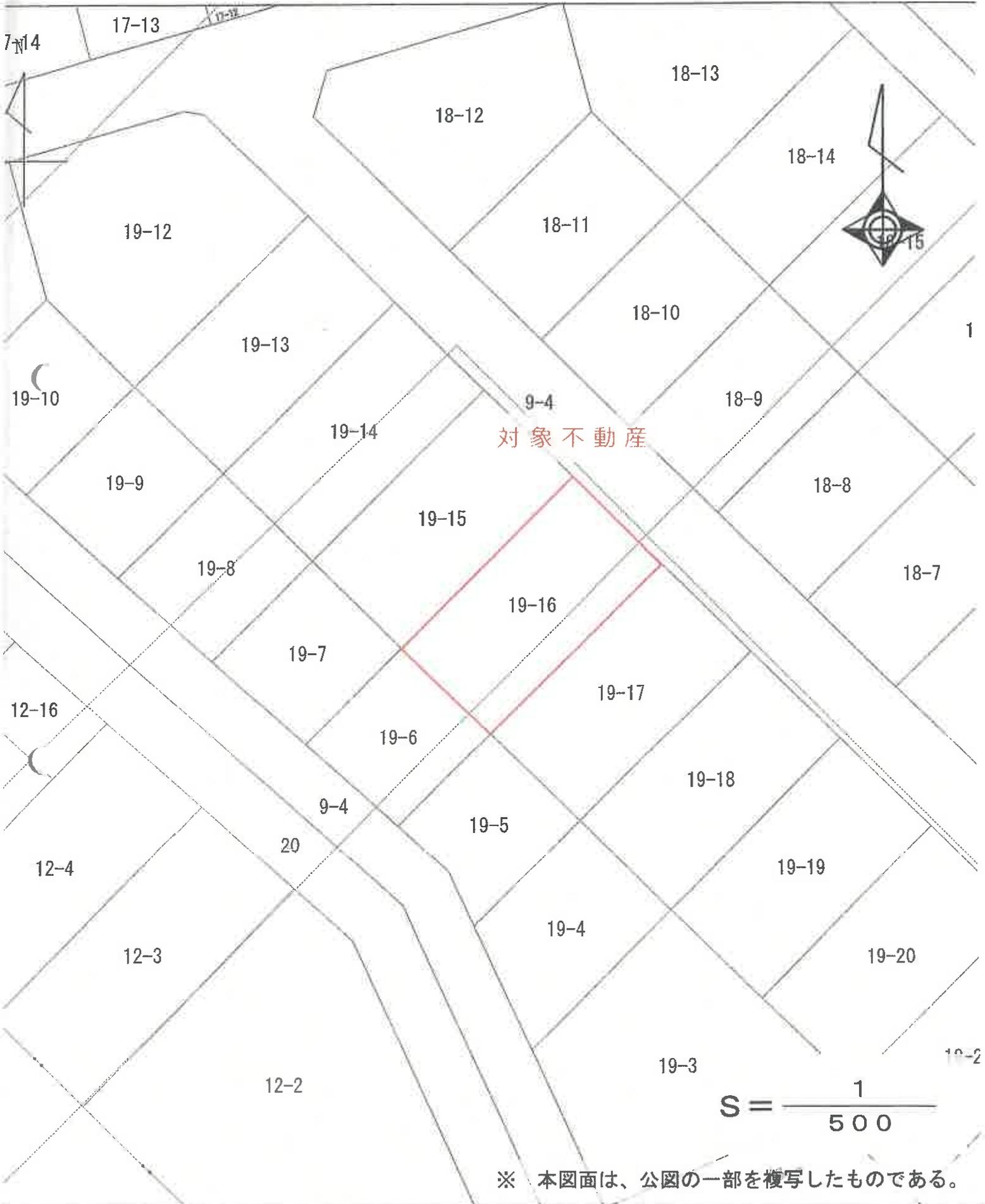
1
10,000

旭川市備付白図 (旭川市都市計画図の抜粋)



公 図 写

(座標値種別：図上)



※ 本図面は、公図の一部を複写したものである。

(座標値種別：図上測定)

この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け

地
図

登記年月日：平成12年3月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局管轄)

令和6年11月25日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：46-2

011169



家屋番号 19-16

建物の所在

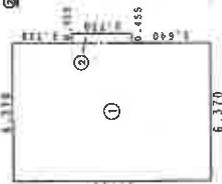
旭川市春光台4条5丁目19番地16

建築物図面
各階の平面図

公図写

1階

①	6.370	×	9.100	=	57.9670
②	0.455	×	2.730	=	1.2421
計					59.2091



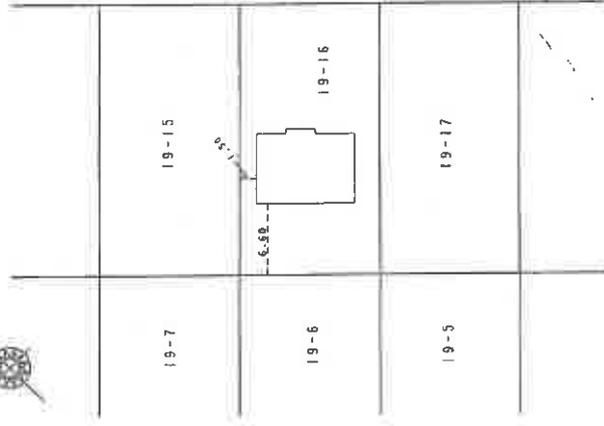
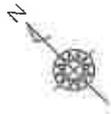
床面積 59.20 m²

2階

①	6.370	×	3.640	=	23.1868
②	5.460	×	1.820	=	9.9372
③	6.370	×	3.640	=	23.1868
計					56.3108



床面積 56.31 m²



作製者

土地家屋調査士

1/250

申請人

縮尺

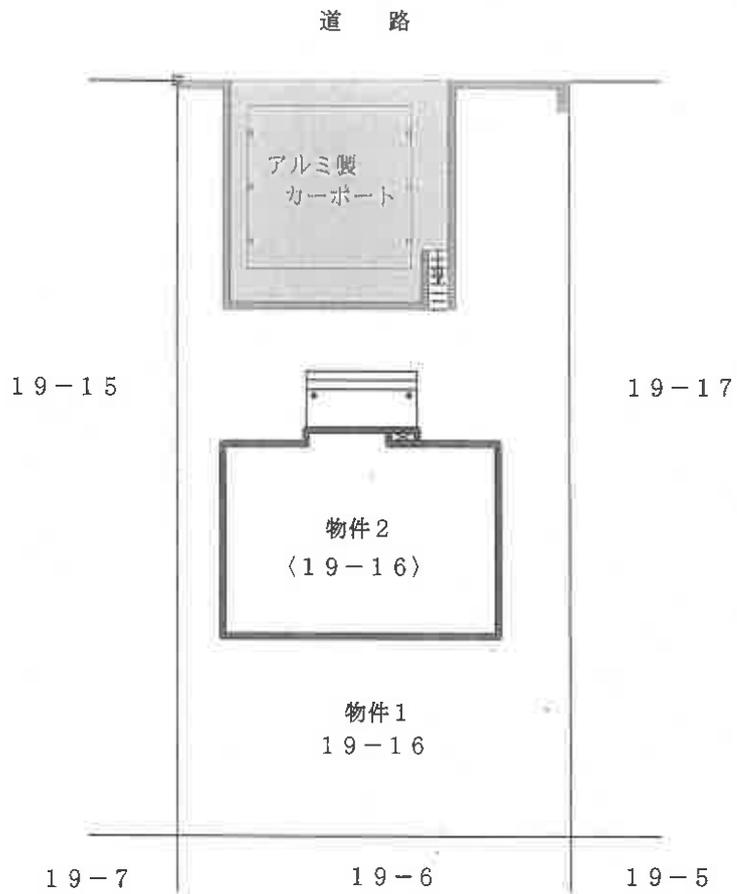
1/500

(旭川土地家屋調査士会館一用紙)

NO 05172

※原図を70%に縮小

概略配置図



——— : コンクリートブロック造土留

■ : アスファルト舗装部分

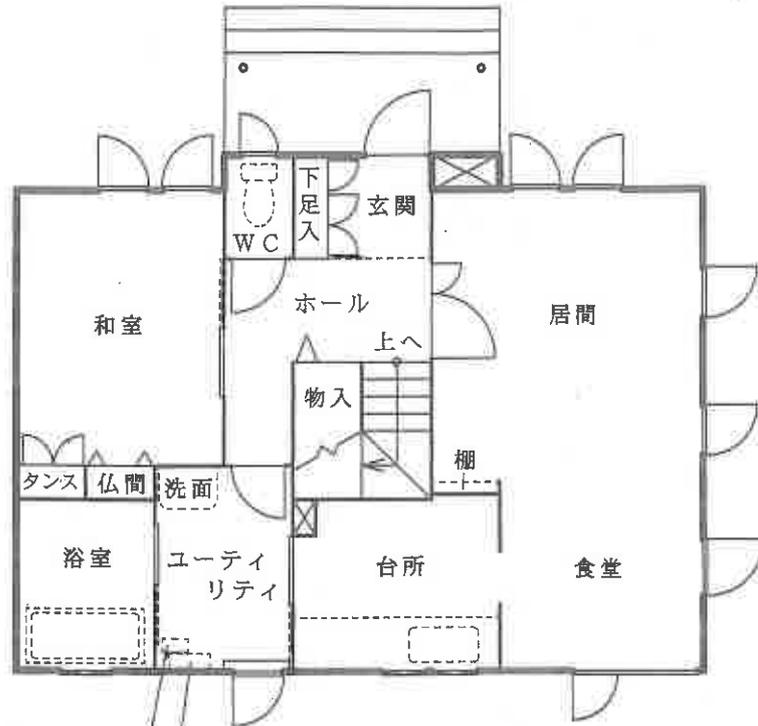
□ : 境界石 (標)

S ≒ 1 : 250

建物間取図（間取略図）



1階



給湯用ボイラー (LPG)
暖房用ボイラー (灯油)

2階

